

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0402)

第2回 栃木地方最低賃金審議会

令和4年7月29日 公開

開催日時	令和4年7月29日(金)	13時30分～14時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について 2 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和4年度第2回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の戸田委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果10名の傍聴申込みがあり、抽選の結果8名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
太田会長	今日は、このあと続いて専門部会が開催予定となっておりますの

	<p>で、この審議会につきましては、活発かつ円滑な御審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いいたします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、中央最低賃金審議会の審議が例年より遅れているとのことです。</p> <p>事務局は、中央最低賃金審議会の審議状況及びこれを踏まえた今後の対応等について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 中央最低賃金審議会の目安審議に関する状況と今後の対応について説明 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、目安答申が行われていないため、今後、中央最低賃金審議会にて答申がなされたら直ちに事務局より各委員に個別に連絡をする旨説明
太田会長	<p>ただ今、事務局より現状の説明をいただきましたが、御質問・御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
太田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、事務局の説明について了解いただいたものとさせていただきます。</p> <p>８月５日の審議会答申の予定に変更はないということよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、日程の変更はありません。</p>
太田会長	<p>審議会の日程については変更なしということですので。中央の目安審議が遅れているため、具体的な目安の提示がないという中で、現状、進めざるを得ないということでございます。</p> <p>先ほどの事務局の説明を踏まえ、今後の審議を進めていきたいと思っております。</p>
太田会長	<p>次に議題（２）の「関係労使からの意見聴取について」ですが、７月５日開催の第１回審議会において、審議の結果、関係労使からの意見聴取を第２回審議会の場で行うこととなり、その後、意見を述べようとする者から、意見書の提出を求める旨の公示を行った結果、「とちぎコープ労働組合」、「佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオ</p>

事務局	<p>ン」の代表者からそれぞれ意見書が提出されており、審議会において意見発表を行いたい旨の申し出がなされています。</p> <p>関係労使からの意見聴取については、全体の意見発表時間として10分程度、一人当たり5分程度としており、本年度は、意見発表を申し出ている2団体より御発表いただくことといたします。</p> <p>それでは最初に、「とちぎコープ労働組合」から推薦のありました永吉さんより、意見発表を行っていただきたいと思います。</p> <p>事務局は、案内してください。</p> <p>— 参考人を意見発表席に案内 —</p>
太田会長	<p>ただ今より、「とちぎコープ労働組合」の永吉さんから、意見を発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料の251ページ、資料No.IV-1-2にありますので、皆様、御準備いただきたいと思えます。</p> <p>それでは、発表時間を5分程度で、時間厳守にて発表をお願いします。</p>
参考人	<p>私は、2022年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2022年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。</p> <p>1. 「働く人々をめぐる全般的な状況」</p> <p>現在、非正規労働者は2,087万人を超え、非正規率は37%となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが15年連続で1,000万人以上になっています。また、金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯の割合は、「単身世帯38%」「2人以上世帯23.6%」と、単身世帯の4割、2人以上の世帯の4分の1が貯蓄のない状況となっています。コロナ禍の中、国民の暮らしを支え続けるエッセンシャルワークの重要性が注目されている中で、その多くの働く仲間は、非正規労働者で不安定な雇用と将来の不安を抱え、さらに低賃金により蓄えのない世帯に深刻な影を落としています。</p> <p>コロナ禍の中で、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。</p> <p>コロナ第7波に入り、さらに感染への危険や心配にさらされながら働き続けていかななくてはなりません。コロナと物価高騰の危機を乗り越えるためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が必要です。</p> <p>2. 「パート労働黒書No.9」から見えてきたもの</p> <p>私共とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労</p>

働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態を明らかにしてきました。生協やその関連会社などで働く人からの聴き取りや手記は一部のものですが多くの課題が見えてきました。

①生活費と奨学金の返済で貯金ができない実態にあること。②子供の通院も我慢させている状況にあること。③自分たちの生活だけでなく、親の生活も支える必要があること。④親の働き方を見て、子供が自分の進学をあきらめてしまったこと。⑤トリプルワークで月に3日間しか休みが取れない実態にあること。⑥物価高と増税で、今後の若い人たちの将来が見えなくなっている実態にあること。以上が概略です。

物価高騰前の聴き取りにもかかわらず、「物価上昇による影響が大きい。」「コロナで外に出かけなくなったが、水道・光熱費・食費が増えて負担が大きい。」の声があり、なかでも「老後の不安」の声が多く挙げられていました。

生協労連が実施した「2022年春闘準備のための生活実感アンケート」からも、「家計の中で充実させたい項目は？」の質問に対し、月給者・時給者共に第一位は老後の備えとなりました。「あなたの家計の現状は？」の質問に特に負担に感じているものでは、住宅関連費や税金・社会保険、食費などとなり、節約・切り詰めているものでは、食費や被服費、教育・娯楽費となりました。値上げが続く今、生活費を切り詰めるにも限界がきており、物価高騰は、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。

パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ商品を売り、同じ仕事をしています。どこで暮らしても、どこで働いても賃金格差がないことを大前提に、同じ仕事には同じ賃金の同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。

3. 「景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ」

2021年の最低賃金改定により最低賃金は882円、全国の加重平均の最低賃金は930円になりました。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が全国で取り組んでいる最低生計費試算調書では、生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金を全国一律で時給1,500円にする必要性を示しました。最低賃金は、時間給労働者だけの問題ではありません。生協で働く正規職員の給料を時給に換算してみると、18歳で基本給と職能給を合わせて1か月167,200円、時給に換算すると1,036円となり、最低賃金は超えています。1,500円には程遠い金額です。ちなみに私の子供は栃木県内勤務、高卒で働き始め現在28歳、基本時給と職種手当で23万円、時給に換算したら1,380円と1,500円に届かないため、一人で働き生活するのは厳しいからと自宅から通っています。

	<p>最後に、本審議会におかれましては、述べた意見が少しでも最低賃金引上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。</p>
太田会長	<p>ただ今の意見発表について、御質問等がありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
太田会長	<p>質問などが無いようですので、「とちぎコープ労働組合」永吉さんの意見発表を終了とします。 事務局は、案内してください。</p>
事務局	<p>— 参考人を案内 —</p>
太田会長	<p>続いて、「労働組合わたらせユニオン」から推薦のありました嶋田さんより、意見発表を行っていただきたいと思います。 事務局は案内してください。</p>
事務局	<p>— 参考人を意見発表席に案内 —</p>
太田会長	<p>ただ今より、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんから、意見発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料 257 ページ、資料No.IV-2-2になりますので、皆様、御準備いただきたいと思えます。 それでは、発表時間を 5 分程度で、時間厳守にて発表をお願いします。</p>
参考人	<p>わたらせユニオンの書記長の嶋田です。 本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います。 意見書を提出してありますので、意見陳述では金額に絞って述べさせていただきます。 私は、昨年の意見陳述の中で、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入の比較を行い、最低賃金が 1000 円になった場合に、やや「ひとり親世帯」の生活保護基準に近い収入が得られるものの、生活保護では医療費が無料になるなどを考えれば、時給 1500 円になったときに、明確に「ひとり親世帯」の生活保護基準を上回る収入ということができるとを具体的な数字を基に述べました。 日本政府も批准している I L O 131 号条約や 135 号勧告では、最低</p>

賃金の水準決定の要素として「労働者及びその家族の必要」をあげており、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金を比較することは国際規格から見て当然のことではないでしょうか。

日本では、最低賃金の水準はどうあるべきかという議論が本格的にされたことはありません。毎年引上げについて議論されてきましたが、2007年の最賃法改正の時に、「生活保護との整合性」が入りましたが、その後も「時々の事情」による引上げが行われるなど水準の議論としては不十分なものでした。ここで、水準の議論をきちんとするべきだと思います。

コロナやウクライナ情勢の中で、世界的に物価が上昇しています。こうした中で、最低賃金額の国際的な動向は次のとおりです。1年に2～3回改訂されるなど、改定の頻度が高く、改定率も大幅な引き上げが行われています。

まず、フランスですが、最低賃金委員会の決議に基づき、毎年1回改定することになっています。1月が改定時期ですが、物価スライドが最低賃金の項目に入っており、物価が2%上がった場合は最低賃金を改定するという制度になっています。2021年10月には最低賃金が2.6%上がりました。今年の5月には2.2%上がり、この1年間の最低賃金の引上げ率は5.9%になっています。フランスの今年6月の物価上昇率は5.9%であり、10.85ユーロは今年7月15日現在の換算額は1,549円になります。

ドイツは、2年に1回最低賃金委員会で決議するということになっています。2020年6月に行われた最低賃金審議会で、2021年1月、2021年7月、2022年1月、2022年7月の2年間に4回の最低賃金を改定することが決まっています。その結果、2021年7月には1.1%の引上げ、2022年1月には2.3%の引上げ、2022年7月には6.4%の引上げが行われ、1年間の引上げ率は合計10%になっています。ドイツの今年6月現在の物価上昇率は8.2%ですので、これを大きく超えています。ドイツの7月15日現在の円換算額は1,492円になります。

ただし、ドイツは今年2月に最賃引上げ法を制定することによって、今年10月に最低賃金を14.8%引き上げて12ユーロにするということが決定しております。14.8%引き上げることになると、この1年ちよっとの間におよそ25%最低賃金が引き上げられるということになります。この間の物価上昇率が8.2%ですから、それを大幅に越える最賃の引上げが行われるものです。12ユーロに引き上げられると円換算して1,713円になります。

このように世界のヨーロッパの各国は物価上昇の中で、最低賃金の大幅な引き上げ、改定の頻度を上げるなどして、特に低賃金労働者の生活困窮に対応しようとしています。

日本の2022年6月の消費者物価は総合指数で前年比2.4%上昇、生活必需品では4.4%上昇しています。日本も欧米諸国と同様に、物価上昇を考慮した大幅な引上げが必要だと考えます。

今年の秋以降、さらに物価が上昇する場合は、最賃法第12条に基づ

	<p>き、栃木労働局長は、年内に再度、改正を諮問すべきだと考えます。</p> <p>5人以上の民営事業所を対象とした昨年の最低賃金の影響率は、全国加重平均で5.9%でした。直接、最低賃金の引上げの影響を受ける労働者は全国で約350万人です。最低賃金の1.1倍以下で働く労働者が何らかの最低賃金引上げの影響を受けるとすれば、その数はおおよそ800万人と推測されています。最低賃金近傍で働く労働者は、労働組合への組織率も低く、自分で賃金交渉することが難しい状況に置かれています。最低賃金の引上げこそが唯一の賃上げのチャンスです。</p> <p>今年度の最低賃金改定の議論に当たっては、大幅な物価の上昇を考慮した議論がなされるべきです。この25年間、労働者の賃金が低迷する中で、大企業の内部留保は膨大に膨らんでいます。この内部留保に課税するなどして、その原資を中小企業に対する支援策に充てるなど知恵を出す中で、大幅な最低賃金の引上げが行われるべきです。</p> <p>最低賃金は1500円を目指すべきですが、今年度は物価騰貴の現状を考慮した議論をしていただき、最低賃金を1000円以上とすべきです。</p>
太田会長	ただ今の意見発表について、御質問等がありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	質問などがないようでしたら、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんの意見発表を終了といたします。 事務局は、案内してください。
事務局	— 参考人を案内 —
太田会長	それでは、先ほどの意見発表及び提出のあった意見書の内容も十分に踏まえ、今後の審議に反映させていきたいと思っております。 公労使の代表委員の方々は、よろしく願いいたします。 次に議題(3)のその他ですが、事務局より資料が提出されておりますので、簡潔に説明してください。
事務局	— 資料説明 —
太田会長	ただ今、事務局から提出資料について説明がありましたが御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	特に御質問などがないようであれば、今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。

事務局	— 日程等説明 —
太田会長	ただ今の事務局の説明に関して、何か御質問などございますか。 特に無いようであれば、委員の皆様、その他に何かございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	特に無いようであれば、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
太田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。 以上で、第2回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。 これをもって、閉会といたします。